「大阪市手話に関する施策の推進方針」にかかる各所属での取組

「推進方針」に記載の具体的な取組	各所属の事業・取組内容
1 手話への理解の促進及び手話の普及	
①ポスターやチラシ、ホームページなど様々な媒体を活用した啓発	
・様々な媒体やQRコード等を活用し、手話が言語であることや聴覚 障がいへの理解など様々な観点から市民の関心を高める啓発を実施し ます。	・区広報誌への手話奉仕員養成講座受講生募集記事の掲載(全区) ・あいサポート運動(福祉局) ・障がい者週間(福祉局)
・挨拶など基本的な手話を気軽に楽しく学べる動画を発信し、市民が 手話を理解し親しむことのできる機会を拡充します。	・メッセージソング「あなたとともに」の手話動画をホームページにアップ (北区) ・YouTubeに「手話紹介動画」をアップ (阿倍野区) ・twitterで手話表現のイラスト画像を発信 (阿倍野区)
②イベント等の実施を通じた啓発	
・手話パフォーマンスや手話カフェなどのイベント等やろう者とろう者以外の方が交流する場の周知などを通じて、手話と実際に出会う場を広げます。	・手話言語国際デーにおける市役所等ブルーライトアップ及び手話歌による啓発(福祉局)
③気軽に参加できる手話講習会の実施	
・日常生活における基本的なコミュニケーションでの手話を簡単に学べる講習会の開催等により手話への理解の促進及び手話の普及に取り 組みます。	
・病院及び広く市民に公共サービスを提供する施設などの従事者向け 講習会の開催等により手話を普及し手話を使用できる環境の整備に取 り組みます。	・大阪市内に所在する医療機関等に対して出前形式で手話講座を実施(福祉局)

「推進方針」に記載の具体的な取組	各所属の事業・取組内容
1 手話への理解の促進及び手話の普及	
④学校における理解の促進	
・学校教育の場において、手話と指文字に接する機会の提供や手話に 親しむための取組や聴覚障がいのある幼児児童生徒との交流などを通 じて、手話への理解の促進に取り組みます。	・小中学校向けに人権学習会として、手話学習を実施(中央区) ・教員に対する手話講座を実施(教育委員会事務局)
・地域で暮らすろう者や手話サークルとの交流、手話や指文字の学習 教材の提供など、様々な機会を通じて手話への理解の促進に取り組み ます。	・学習会助成として、手話講座を開催する学校や団体に講師謝礼金を助 (中央区)
・学校での手話に関する取組事例を紹介するなど、各学校における取組の充実を図ります。	

「推進方針」に記載の具体的な取組	各所属の事業・取組内容
2 手話による情報取得	
①市が実施する説明会や行事等における手話通訳	
・市が開催する説明会や幅広く市民が参加する市の行事等にろう者が 出席するときは手話通訳者を配置するなど安心して参加することがで きる環境を整えます。	・小中学校の児童生徒を対象にした文化芸術鑑賞事業に手話通訳者を配置(北区) ・「社会を明るくする運動」「人権を考える区民のつどい」「男女協働参画事業」講演会に手話通訳者を配置(福島区・浪速区) ・人権講演会に手話通訳者を配置(西区・阿倍野区) ・「人権啓発推進事業」講演会に手話通訳者を配置(中央区・港区・東淀川区) ・防災講演会に手話通訳者を派遣(中央区) ・相談員意見交換会にかかる手話通訳者の配置(大正区) ・区民まつり等のステージ発表などにかかる手話通訳者の配置(中央区・西淀川区・東成区・住吉区) ・文化フェスティバルに手話通訳者を配置(住吉区) ・成人の日記念のつどいに手話通訳者を配置(各区) ・選挙時に手話通記者をを配置(下王寺区・城東区) ・中学生、高校生向け奨学金等制度説明会や就学援助制度に係る学校説明会に手話通訳者を配置(教育委員会事務局) ・各区保健福祉センターで実施しているがん検診(胃・大腸・肺・乳)及び骨粗しょう症検診時に手話通訳者を配置(健康局) ・各区保健福祉センターで実施しているがん検診(胃・大腸・肺・乳)及び骨粗しょう症検診時に手話通訳者を配置(行政委員会事務局)・特定健診(集団健診)に手話通訳者を配置(福祉局)・各種講演会・学習会・人権展や絵本展「ものがたりのちから」等の各種催事・シンポジウム・セミナー・区政会議や各種協議会等の会議などに手話通訳者を配置(都島区・西区・港区・大正区・浪速区・淀川区・生野区・城東区・市民局ほか)
・手話通訳者を配置する行事等を実施する際には、周知の段階から案 内するとともに、手話通訳者の配置場所を明示するなど、手話通訳を 利用しやすい環境を整えます。	・講座案内チラシ等に、手話通訳者の配置を案内 (教育委員会・各区ほか)

「推進方針」に記載の具体的な取組	各所属の事業・取組内容
2 手話による情報取得	
①市が実施する説明会や行事等における手話通訳	
・多数の方が参加する大規模な市の行事、市政に関する重要な情報提供及び議会の傍聴等には手話通訳者の配置等に努めます。	・消防出初式に手話通訳者を配置(消防局)・市長会見に手話通訳者を配置(政策企画室)・議会の傍聴時に手話通訳者を配置(市会事務局)
・市民向けの重要な動画広報等における手話通訳の添付に努めます。	・市長会見に手話通訳を導入し、YouTubeで動画配信(政策企画室)
②区役所等における窓口対応	
・身近な行政機関である区役所をはじめ手話で応対できる市民窓口の充実に取り組みます。	・手話のできる職員による窓口対応(西区・天王寺区・城東区・住之江区・東住吉区・財政局) ・庁舎内各窓口に手話・筆談・耳マークの掲示(都島区・此花区・西区・港区・天王寺区・城東区・環境局ほか) ・保健福祉窓口に対話支援システム(コミューン)を設置(港区) ・窓口に筆談用メモボードの設置(東淀川区) ・窓口案内業務に手話通訳者を配置(阿倍野区・平野区) ・専門相談員による人権相談における手話通訳者を配置(市民局)
③災害時避難所における情報提供	
・災害時避難所において、手話ができるボランティア等の協力を得 て、他の避難者と同等の情報が提供されるよう、避難所運営マニュア ルにろう者への情報提供について明記します。	・コミュニケーションボードの設置(北区・天王寺区・東成区・住吉区) ・各避難所に設置するタブレット端末を利用した遠隔手話通訳(生野区) ・災害時障がい者支援用バンダナの備蓄(住吉区) ・「避難所開設・運営ガイドライン」に手話による情報提供方法を明記 (危機管理室) ・災害時お助け隊に所属する手話通訳者の派遣(都島区) ・災害時用に状況を伝えるパネル(火事・津波など)を設置(教育委員会 事務局)

「推進方針」に記載の具体的な取組	各所属の事業・取組内容
2 手話による情報取得	
④ICTを活用した環境の整備	
・情報を視覚的に得るろう者にとって I C T は有効な手段であり、手話による情報取得とコミュニケーションを支援するための環境づくりに活用を図ります。	・区役所や市役所でのタブレット端末を利用した遠隔手話通訳の実施(全区・福祉局ほか) ・貸出用のタブレット端末を常設(阿倍野区)
⑤手話を使用することができる職員の増員	
・ろう者への理解を深め、コミュニケーション力の向上を図るため、 手話研修を実施するなど、手話を使用することができる職員を増やす よう取り組みます。	・朝礼時における手話による挨拶の実施(福島区・此花区・城東区・住吉区) ・職員に対する手話研修の実施(旭区・総務局・福祉局・教育委員会事務局) ・手話に関する視聴覚教材や書籍の職員向け貸出し(総務局)
⑥公共施設等に対する啓発	
・病院及び広く市民に公共サービスを提供する施設その他関係機関に おける手話への理解の促進及び手話の普及を図るため、積極的な啓発 に努めます。	・区民まつりでの手話の啓発を実施(北区・福島区・中央区・大正区・東 成区) ・手話紹介動画を区役所庁内モニターで放映(阿倍野区)

「推進方針」に記載の具体的な取組	各所属の事業・取組内容
3 手話による意思疎通の支援	
①手話通訳者派遣事業の充実	
・日常生活や社会生活におけるろう者のコミュニケーション支援を行う手話通訳者の資質と力量を確保し、専門性の高い内容等にも的確に対応できるよう事業を推進します。	・専門的かつ高度な手話技術を要する裁判案件や医療案件に手話通訳者を派遣(福祉局) ・授業参観や個人懇談時に手話通訳者を派遣(教育委員会事務局)
・ろう者と社会をつなぐ重要な事業であり、ろう者にとってより利用 しやすい事業となるよう利用手続などの改善に取り組みます。	・大阪市及び委託事業先のHPに利用案内を掲載(各所属・福祉局)
・手話通訳者はろう者に対する理解と一定水準の手話通訳技術を有する人材であり、ICTの活用等を通じてより積極的な活躍を促進します。	・遠隔手話通訳対応の職員を委託事業先に配置(福祉局)
②緊急時対応の検討	
・事故の発生など緊急時におけるろう者への手話によるコミュニケー ション支援の在り方について検討を行います。	・事故発生時の緊急時に、スマートフォン等を利用した緊急通報システム「NET119」及び「119番 緊急通報FAX用紙」の導入(消防局) ・夜間・休日の医療機関受診時における手話通訳者の派遣(福祉局)
③手話通訳者の養成・確保	
・手話通訳者の養成にもつながる手話奉仕員養成事業について、多数 の幅広い層の受講者の確保に努め、手話通訳者の拡充につなげます。	・手話奉仕員養成講座(初級・中上級コース)を修了した者を対象に手話 通訳者養成講座を実施(福祉局)
・手話奉仕員養成事業を担う講師の更なる資質の向上について検討 し、よりたくさんの市民が参加したくなる魅力ある講座づくりを目指 します。	・手話奉仕員養成事業を担う講師のステップアップ研修への参加(福祉局)
・手話通訳者の活動や手話に関する市民のボランタリーな取組などを 様々な媒体を通じて広く積極的に発信し、社会的な認知と意識を高め るとともに手話通訳者の社会的地位の向上を図ります。	・障がい者福祉計画等に活動実績を掲載(福祉局)

「推進方針」に記載の具体的な取組	各所属の事業・取組内容
4 手話を必要とする人への相談支援	
①聴覚言語障がい者生活相談事業の充実	
・聴覚言語障がい者生活相談員の複雑な相談や専門的な相談等にも対応できる手話の資質と力量を確保するとともに、相談技術や様々な相談に対応できる専門性を確保し、的確に支援できるよう事業を推進します。	・「聴覚言語障がい者コミュニケーション支援事業」において、手話による聴覚言語障がい者の生活相談業務を実施(福祉局)
②様々な分野の相談支援機関との連携	
・各分野の相談支援機関においてろう者への理解と手話で対応する力 の向上に努めるとともに、関係機関と聴覚言語障がい者生活相談員が 連携した相談支援に取り組みます。	・相談内容に応じて、区役所、医療機関、その他関係機関との連絡・調整を実施(福祉局)
③見守りネットワーク強化事業等との連携	
・地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業において、必要なときに聴覚言語障がい者生活相談員は積極的に連携し、地域でのろう者の孤立防止に努めます。	・地域に相談窓口を設置し、聴覚言語障がい者生活相談員との連携を実施(全区)
・地域の見守り活動や福祉活動において、地域の手話サークルなど聴 覚障がいについて理解のある地域住民との連携に努めます。	・地域の手話サークルなどで、手話講習会等を実施(北区・福島区・東住吉区)